

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う

わくわく体験館の使用に関する要領(概要版)

《趣旨》

本要領は、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、わくわく体験館の使用者の生命と安全を確保するため、その使用に関する取り扱いを示したものです。

《遵守事項について》

わくわく体験館を使用する場合は、次の事をお願いします。

- (1) わくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1)、ただし、ガラス工芸体験を行う場合には、ガラス工芸体験チェックリスト(別紙1-2)に必要事項を記載の上、施設の使用前に提出してください。
- (2) 団体で使用する場合は、わくわく体験館使用者名簿(別紙2)に必要事項を記載の上、退館までに提出してください。
- (3) 30分毎に1回以上(1回当たり3分以上)、窓、出入口等2方向を開放し、換気をしてください。
- (4) 使用者全員が常時マスクを着用してください。
- (5) 使用する部屋において、使用者の間隔を常に2メートル以上保ってください。
- (6) 部屋の使用前、使用後に消毒を実施してください。
- (7) 活動で発生した廃棄物は、使用者が持ち帰ってください。
- (8) わくわく体験館の使用者から新型コロナウイルスの感染者が出た場合、保健所の調査に迅速に協力するとともに、濃厚接触者に該当した場合は、2週間を目安に自宅待機等の要請に応じること。

※上記の事項を遵守していただけない場合は、使用許可を取り消します。

《使用の制限について》

(1) 施設の使用制限

宿泊室(グループ室、調理室含む)、浴室、わくわく工房・ガラス工房、体験館は使用できません。ただし、今後、感染防止対策を十分に行ったうえで、施設ごとに使用の開始日を決定します。

なお、使用開始日は別に定めます。

(2) 使用人数の制限

使用する施設において、使用者1人当たり4平方メートル以上のスペースを確保できる人数とします。

各施設の使用人数については、お問い合わせください。

(3) 使用者の制限

① 使用者が、過去14日以内に次のア～ウの症状があった場合は使用できません。

ア 発熱、咳、鼻水、喉の痛み等風邪の症状

イ 味覚または嗅覚に異常を感じる

ウ 倦怠感(身体のだるさ)や息苦しさ

② 使用者が、過去14日以内に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されている都道府県、または非常(緊急)事態宣言を独自に発出している都道府県へ訪問した場合は使用できません。

(4) 活動の制限

① 運動(ヨガ、エクササイズ、民踊等を含む。)及び合唱(歌唱、詩吟等発声練習を含む。)については、感染リスクが高いことが指摘されていること、また感染症防止対策の徹底が困難なことから、使用できません。

② 物品販売、イベント等の使用者が不特定多数になる活動については、使用者の健康状態等の把握が困難になることから、使用できません。

③ 屋内での飲食(水分補給は除く。)は禁止します。

■本要領は、国または県から公共施設の取り扱いについて指示等が示されるなど、状況に変化があった場合には見直しを行います。

令和2年6月1日適用